

36		調停	全国チェーン店	補助動物の店内同伴拒否	チェーン店は全国的に方針転換 従業員にADA教育 750ドル分のギフト券で賠償	同上
37	01	和解	リゾート施設	補助動物使用者の差別 (詳細不明)	全国の従業員教育 補助動物同伴歓迎掲示 補助動物への追加料金なし 障害証明不要 訓練証明不要 2500ドル賠償 苦情申立人と家族は無料で1週間どこでも施設利用可	
38		和解	病院	①息子のMRI撮影に補助動物同伴の母親の同伴を認めず ②入院居室で補助動物同伴を認めず	①につき37000ドル賠償 ②につき病院は入院居室内の補助動物の絶対禁止方針を修正することに同意	
39		和解	レストラン	補助動物同伴者入店拒否	補助動物同伴歓迎の掲示 従業員にADAを周知する	
40		調停	ホテル	発作性疾患(seizure disorder)のため補助動物を同伴している人の利用拒否 ホテル側が警察を呼ぶが警察もADAを知らず	オーナーはADA情報キットを補助動物アドプトカシナーから入手 補助動物受入方針を作成し従業員のために掲示 謝罪 2日間の無料滞在認める オーナーは市警察当局に手紙を書きADAの補助動物規定について意識を喚起する	
41		和解	レストラン	聴導犬同伴者に犬のIDカードと証明書を法に違反して要求	従業員のために方針を書きしておく	「疑わしくともお客様が補助動物と云ったら入店を認める」
42		和解	ミシシッピ文化交流委員会	(詳細不明)	同委員会主催の「スペイン展」に補助動物同伴者も入場させる	建築変更なども併せて合意
43		同意判決	レストラン	補助動物使用者を追い立て	従業員教育 補助動物同伴者歓迎の看板 8000ドル賠償	570のフランチヤイズ店全部で
44		同意判決	バルチモア教育委員会	盲人教師(白杖利用)に採用約束し盲導犬を利用すると言ったら約束撤回	採用に関わる者にADA教育 全ての学校にADAについての掲示 55000ドル賠償	

45	和解	シャトルバス	補助動物同伴の乗車拒否	方針変更 従業員教育 3000 ドル賠償	
46	和解	ショッピングモール	「補助動物同伴でモール内にとどまるならば障害の内容を言え」と要求	モールはADAに従い新方針文書化 従業員へのADA教育	
47	調停	眼科医院	聴導犬使用者の診察室入室拒否	ビルの入口とフロントデスクに補助動物同伴者歓迎掲示 従業員教育 (聴覚障害者とのコミュニケーションの仕方) 手話通訳者リストの保持 医師会ニューズレターにADAについて寄稿し次回総会で障害問題弁護士に講演をしてもらうことを提案する 聴導犬訓練団体に寄付	
48	調停	レストラン	補助動物同伴者の入店拒否	レストランは歓迎方針を再確認 従業員教育を継続 今後は排除しない 苦情申立人一家を1回無料で食事させる	
49	和解	モーター	補助動物拒否	差別しない方針を再確認 100 ドル賠償	
50	和解	食料品販売店	ある店舗で補助動物入店拒否	1150 の店舗全部に補助動物受入方針を配布 当該店舗の従業員教育	
51	和解	モーター	補助動物拒否	方針変更 補助動物同伴者歓迎掲示 500 ドル賠償	
52	和解	ホテル	補助動物同伴車椅子利用者拒否	方針変更	
53	調停	ゴルフコース	補助動物同伴拒否	従業員にADA教育 入口に補助動物同伴者歓迎の掲示 問題が生じたときのためにオーナーの電話番号明記	
54	訴訟	レストラン	ハーネスをつけた補助犬を拒否 「犬はダメ！」 訓練証明書を見せても「犬はダメ！」 レストランを利用できず帰る	司法省は方針変更・賠償・民事罰をもとめる	裁判進行中

## 社会分科会まとめ

社会と補助犬の関わりに於いて最も重要なのは、補助犬法に基づいて円滑に補助犬同伴を受け入れる準備である。受け入れ事業者向けマニュアルには以下の内容を盛り込むことが必要となる。

### 一般的啓発方法と注意点

#### 職員教育

-補助犬の必要性と安全性、使用者の衛生及び行動管理義務

同伴を断る、やむを得ない場合とは

- 「犬がきらいな客がいる」「職員が犬が苦手」といった個人的な理由ではなく、明らかに犬が攻撃的態度を示しており危険が及ぶ可能性が高い、明らかに犬の衛生管理状態が悪く公衆衛生上の不利益を及ぼす といった場合を補助犬法で唱うやむを得ない場合として、受け入れ側が同伴を拒むことができるとされている。

#### 繫留と、同伴不可能な場合の対応法について

-店舗の通路が狭い、破損しやすい商品に犬の体が当たってしまうなど、物理的に補助犬を同伴することが難しい場合や、病院の清潔区域、遊園地の安全装置が必要な乗り物等に補助犬を同伴することが出来ない場所はある。補助犬は一人で待たされても指示があるまで待機するよう訓練されている場合も多いが、逆に犬にとっての危険性を考慮すると、管理者を置かず犬を単独で待たせることはリスクを伴う。使用者の目が届かないところで補助犬に危害を加える人がいないとも限らないし、不特定多数の人に触られたり何をされるかわからない状況を作ることは避けるべきである。対応策としては、最良の方法は使用者の同伴者に見てもらって待機させ、同伴不可な場所での介助は職員に手伝ってもらうことであるが、同伴者がいなかった場合も多く、このときの対応策を検討することが必要である。と同時に、使用者には同伴不可能な場所にはどのようなところがあるかを知らせ、予め対処策を考慮した上で外出するよう促すことが必要であろう。

同伴者なく犬を待機させる場合には、事業者側は、不特定多数の人が犬を触るようなことがない場所（レジの足下、事務所の中など）で待機させ、使用者には予め目を離している間の責任を負えないことについて了解を得ておく必要があると考えられる。この点では、トラブルを避けるために、待機させる場合職員は一切犬の監視や管理は行わない方針を打ち出している企業もあり、予めそれを伝えておくことで使用者とのトラブルは最小限に出来る者と考えられる。

#### 他の客への説明

-職員教育の中で、他の客が「犬がいる」と驚いたり困惑した際には、使用者本人からではなく職員から補助犬の内容や企業として受け入れを進めている方針などを説明する。

### 事業別施設の利用時における課題と対策

#### 一般的啓発方法と注意点

補助犬は使用者である障害者の身体機能の代償を行っている。

犬問題ではなく同伴拒否は補助犬使用者自身の施設利用を拒をことと等しい

- ・ 補助犬法により補助犬の健康管理基準及び行動管理基準が確立し、使用者が補助犬の行動と管理に責任を持つことが明確に規定された。補助犬はむやみに飛びついたり粗相をしたり、他人に迷惑をかけないことを検証さ

れ、認定を受けているので、質の確保は出来ていることが前提

・ 補助犬の存在と行動に全責任を持つのは使用者

職員教育と他の客への説明

犬アレルギーの他客への対応

犬嫌いの他客への対応

触らない、気を引かないなどの諸注意

スーパードッグであるかのような誤解を招かない啓発教育

補助犬は何をされてもどのような痛い目にあってもきゃんとも鳴かない、一切吠えない、犬が自分で判断をして仕事をする、など間違った期待をしない、させないことが重要。

補助犬の前提は同伴することで他人に迷惑をかけることがない、というだけで、それ以上のことを社会から要求される必要性はない。

## 受け入れ事業者別ガイドライン

### 病院

同伴可能な場所と不可能な場所

清潔区域は同伴不可、それ以外は可能

清潔区域-手術室、ICU（集中治療室）、検査室など

繋留場所

-使用者が患者さんとして清潔区域に行く場合の対応。前述の対応参照。

通院-外来 訓練室 透析室

検査室、レントゲン室、オペ室、ICU等 新生児室 救急室

病室 訪問（見舞い） 入院

職員教育 施設管理：唾液の付着、万が一排泄をした場合の対応

外来（透析） 入院 見舞い

補助犬健康管理ガイドラインの徹底

公衆衛生的基準づくりと健康証明の徹底

最大限の予防と管理を求める

病院でのリスク管理上、人にうつる可能性のあるレプトスピラについては接種可能なワクチンを3種ともしていることが条件となる。つまり、9種またはレプトスピラ3種を含む8種を接種していることの確認が必要である。また、フィラリアも人への感染があることからフィラリア予防についても必須である。

上記のことから、病院での補助犬同伴受け入れの条件としては、健康管理手帳またはそれに準じたものに、獣医師の証明による①1年以内に狂犬病ワクチンおよび9種またはレプトスピラ3種を含む8種混合ワクチン接種の記録 ②フィラリア予防薬投薬歴 ③1年以内の糞便検査などの結果（虫卵等の陰性結果） が記載されていることを確認することが望ましいと考えられる。

一部で同伴不可能な場所があると考えられる施設

銭湯・温泉

物理的に補助犬同伴させるスペースのない狭い店舗や飲食店

(パン屋、古い店舗など)

交通機関利用、買い物中のトイレ

(トイレに犬を同伴するスペースがない場合)

生鮮食品売り場

飛行機他利用時に重篤な症状のアレルギーを持つ乗客がいた

場合

遊園地 (アトラクション利用時)

動物園、水族館 (ふれあい動物園など)

使用者教育の必要性

※新しい環境に行った際には犬が興奮するので早めに排泄を

- 一 排泄場所の確保、日頃から排泄場所に困らない排泄訓練が必要

※娯楽施設では、ボール、着ぐるみ、興奮させるアトラクション、犬に興奮する動物、恐怖を示す環境があるので、

非日常的環境による犬の反応について十分注意をしておく

※同伴できない場所 (狭い、安全管理上などの理由) で管理を依頼できる人の

確保を予め考慮しておく

- 一 犬を一人で待たせない、つながない: 犬に対する危険を回避、繋留義務条令遵守の必要性

※公衆衛生的観点からの健康管理と証明の必要性

- 一 人畜共通感染症については最大限の予防を

ワクチン接種、健康診断の目的の見直し

ワクチン接種、健康診断の目的は無論犬の健康管理を適切に行い、健康に長生きさせることであるが、補助犬の場合はもう一つの大きな目的として、衛生上リスク管理を厳重にしなければならない場所や施設等にも使用者に同伴されていく必要性があり、そのために、ペットよりも、より予防には厳重な対応が求められることとなる。日常社会参加する中で他の犬と接することも頻繁であるので、犬からかかる感染症についても最大限の予防が必要であるし、人にうつる可能性のある感染症については、予防できる限りのワクチン接種をすることが求められる。

- 一 におい、毛、汚れについての日常のマナー

## 補助犬と社会の関わり

※公衆衛生的関わり

- 一 補助犬を安全に受け入れる社会づくり

※社会保障としての介助犬への取り組み

― 障害者の自立と社会参加の分野

― 公的助成制度の開始

― 社会福祉事業としての位置づけ

使用者及び事業者、認定者の各々の社会的責任

第三者認定による質の確保の必要性

これまでも現在も我が国のみでなく世界的にも補助犬分野では、補助犬自体にも訓練士にもそして訓練事業者にも公的認定制度や第三者機関認定が行われてこなかった。その結果、補助犬の質や訓練士の質の違いについては長年議論があったところである。今後の展望を考えると、訓練士の資格制度の確立と、第三者機関による一定の基準に基づいた質の確保という本来の認定の意味に近い認定制度が確立することが、補助犬の社会的地位向上につながると考えられる。

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
高柳哲也	はじめに	高柳哲也	介助犬を知る	名古屋大学出版会	名古屋	2002	i iii
高柳哲也	おわりに	高柳哲也	介助犬を知る	名古屋大学出版会	名古屋	2002	335-336
高柳哲也	介助犬の必要性、重要性と緊急性	高柳哲也	介助犬を知る	名古屋大学出版会	名古屋	2002	41-47
高柳哲也	介助犬を適応とする障害とその疾患	高柳哲也	介助犬を知る	名古屋大学出版会	名古屋	2002	188-198
原和子	人適応科学から見た介助犬と障害者のリハビリテーション	高柳哲也	介助犬を知る	名古屋大学出版会	名古屋	2002	210-224
高柳友子	介助犬の定義と基準	高柳哲也	介助犬を知る	名古屋大学出版会	名古屋	2002	18-31
高柳友子	介助犬の国内での沿革	高柳哲也	介助犬を知る	名古屋大学出版会	名古屋	2002	32-40
高柳友子	介助犬の有効性とその効果	高柳哲也	介助犬を知る	名古屋大学出版会	名古屋	2002	48-64
高柳友子	介助犬のわが国での実態	高柳哲也	介助犬を知る	名古屋大学出版会	名古屋	2002	107-130
高柳友子	介助犬の育成 日本の現状	高柳哲也	介助犬を知る	名古屋大学出版会	名古屋	2002	167-176
高柳友子	介助犬の安全性と人畜共通感染症	高柳哲也	介助犬を知る	名古屋大学出版会	名古屋	2002	238-243
真野行生	介助犬とリハビリテーション医学	高柳哲也	介助犬を知る	名古屋大学出版会	名古屋	2002	199-209
鷺巣月美	介助犬の遺伝性疾患	高柳哲也	介助犬を知る	名古屋大学出版会	名古屋	2002	226-237
鷺巣月美	人と動物の絆とペット・ロス	高柳哲也	介助犬を知る	名古屋大学出版会	名古屋	2002	294-303
藤原義典	介助犬の地域社会における受容	高柳哲也	介助犬を知る	名古屋大学出版会	名古屋	2002	284-293
高柳友子		高柳友子	介助犬	角川書店	東京	2002	全 181
青木人志		青木人志	動物の比較法文化 動物保護法の日欧比較	有斐閣	東京	2002	全 281
安藤徳彦	社会的不利の評価	安藤徳彦	リハビリテーション MOOK1 リハビリテーション診断評価	金原出版	東京	2001	166-174

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
安藤徳彦	脳卒中の回復期、維持 期の補装具	安藤徳彦	リハビリテー ション MOOK2 脳卒中のリハ ビリテーショ ン	金原出版	東京	2001	155-165
安藤徳彦		安藤徳彦	リハビリテー ション MOOK3 介護保険とリ ハビリテーシ ョン	金原出版	東京	2001	
安藤徳彦	リハ医療と社会保障 制度	安藤徳彦	リハビリテー ション 医学白書	医学書院	東京	72-77	2003



研究成果の刊行に関する一覧表

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
赤尾信明	ペットを介する病気 原虫・蠕虫感染症—	小児科	44 巻 4 月号		2003
赤尾信明	ペット寄生虫のヒトへの感染	Medical Corner	110 巻 3 号	4-6	2002
Akao N et al	Diffuse unilateral subacute neuroretinitis due to <i>Baylisascaris procyonis</i> in Mongolian gerbils	Journal of Parasitology	印刷中	印刷中	2003
Akao N et al	Cerebellar ataxia due to <i>Toxocara infection</i> in Mongolian gerbils	Veterinary Parasitology	印刷中	印刷中	2003
Akao N et al	Evidence for optic nerve involvement as a migratory route of larvae in ocular toxocariasis in Mongolian gerbils	Journal of Helminthology	印刷中	印刷中	2003
高柳哲也	医療、とくに神経病の治療との関 連性から見た介助犬	神経治療学	18 巻 4 号	315-31 9	2001
高柳哲也	リハビリテーションと介護 介助犬とその法制化	現代医学	50 巻 1 号	131-13 4	2002
原和子	アメリカの介助犬見聞	作業療法 ジャーナル	35 巻 4 号	349-35 2	2001
原和子	脊髄損傷者における介助犬の有 用性と補助犬法案	脊髄損傷の作業療 法研究会ニュース	25 巻	1-3	2002
原和子	生きた自助具 補助犬：介助犬・ 盲導犬・聴導犬	在宅障害者の自立 —生活を支える 環境・技術・交流		9-13	2002
原和子	作業療法と介助犬	暮らしを考える		5-6	2002
原和子	Assistive Technology としての介 助犬の有効性と実態	リハビリテー ション医学	35 巻付録	197	2001
原和子	脊髄損傷者における介助犬の有 効性に関する検討 ADL の広が りと QOL の向上	作業療法	20 巻特別	462	2001
原和子	作業遂行課題の変容に及ぼす介 助犬の影響	日本作業行動研究 会第 11 回 大開抄録集		4	2001
原和子	生きている自助具 —介助犬—	作業療法	21 巻特別	144	2002
高柳友子	介助犬	シリーズ キーワ ードで読む 21 世紀 の社会福祉「障害者 地域支援」	第 8 巻	92-93	2002
高柳友子	介助犬法制化と今後の取り組み	地域福祉情報	6 巻	10-17	2002

	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
高柳友子	「身体障害者補助犬法」成立 介助犬法制化と医療・ 福祉関係者の役割	総合ケア	12 巻 8 号	46-51	2002
高柳友子	リハビリテーションにおける 介助犬の有効性	治療学	36 巻 8 号	71-75	2002
高柳友子	身体障害者補助犬法	PR 誌けあ・ふる			2002
高柳友子	スタートした身体障害者補助犬 法 望まれる身体障害者補助犬 の受け入れ方	食と健康	47 巻 12 号	63-65	2002
高柳友子	介助犬の現状と展望	リハビリテーション エンジニアリング	17 巻 4 号	2-4	2002
高柳友子	コンパニオンアニマルと人との 新しいパートナーシップ	獣医畜産新報	56 巻 2 号	137-14 1	2003
高柳友子	身体障害者補助犬法成立の意味	月刊福祉	85 巻 11 号	48-51	2002
高柳友子	介助犬法制化と リハビリテーションの役割	Journal of Clinical Rehabilitation	11 巻 5 号	436-44 0	2002
高柳友子	障害者をサポートするサービス ドッグの基礎知識	リラティオ	11 巻	32-35	2001
鷺巣月美	身体障害者補助犬法施行 獣医師は補助犬の現状と 問題を知るべき	CAP	12 月号	48-49	2002